

委員からのご意見【議題1～4・議題以外のことについて】

委員 (敬称略)	1 令和元年度人権施策推進事業実施結果について			2 令和2年度人権施策推進事業実施計画(案)について			3 令和元年度各課人権意識啓発に関する取組結果について			4 令和元年度人権eラーニングの実施結果について			5 議題以外のことについて	
	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	意見等	ご質問への回答
片岡 理智	○	いろいろと工夫して事業を推進されたことと思いますが、前年度と比べ、参加者が著しく減少したことが気がかりです。原因を探り、今年度はより多くの方々に参加していただけるようにしたいですね。	前年度と比べ、参加者数が減少した主な理由は、次のとおりです。 ＜市民一般＞ ・藤沢市人権啓発講演会の減(155人減) ・人権教室出前授業3校減(277人減。依頼が平成30年度よりも2校減。依頼のあった1校は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ＜職員＞ 消防局単体でコミュニケーションに関する研修を実施したため、消防職員人権啓発研修としては実施しなかったことによる減(426人減)	○	コロナ対応で多くのイベントや会議が延期や中止となり、難しい舵取りとなっているのがうかがえます。逆にこれを好機と捉え、イベントのみに頼らない人権意識啓発の仕組みを考えてはいかがでしょうか？ 例えば、一般市民でも好きな時間に参加できるような人権オンラインサイトの開発とか。ゲーム感覚で学べるものやクイズなどを入れたものなど、新たな枠組みを考えられてはいかがでしょうかと思いました。	－	○	各課も人権意識啓発に関する取組にたいぶ慣れ、定着してきたのを感じます。また、委員の方々も丁寧なコメントをお寄せくださり、感謝に堪えません。さて今年度は、コロナによる自宅生活が長引かなか、多くの方がインターネットを利用されました。そして今、ネット上のいじめや中傷にフォーカスが当たっています。また、コロナの影響で職を失うなど生活がままならない貧困家庭も増加し、貧富の格差も拡大しそうです。その一方で、パートナーシップ宣誓制度も始まるようになっています。今年度はこうした昨今の動きを捉えた取組を各課で実行されるのではないかと考えております。	－	○	ほぼ全職員が受けられたことは、よかったと思います。今後の課題として、市民病院の医師など、職員情報ポータルサイトから漏れている職員に対する働きかけをどうするか、ということがあります。いかに彼らにも人権意識や知識を拡げて行くか、方策を考えてみていただくと嬉しく思います。	－	－	
森 さち子	○	人権出前講座を興味深く思いました。慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの学生にも、藤沢市がどのような「人権」に取り組んでいるか、出前講座を持っていただきたいという願望を抱きました。また、市や人権団体主催の講演会・研修会の全体の参加人数が昨年度より減っていることについて、何が要因として考えられるか、すでに検討されていることと思いますが、それを踏まえて、次に生かしていただきたいと思っております。例えば、会場、日程、テーマ、講師、広報など、すでに議論されているとしたら、その内容を知りたいと思いました。ただし、参加者が多いからよいという評価ではもちろんなく、参加した方々が爽やかな時間と感じられるものであれば、その企画は、さらに工夫して展開していけるのではないかと考えます。参加者にアンケートなどを取っているのであれば、それをうまく汲み取って、次の企画構想を練っていただきたいと思っております。	前年度と比べ、参加者数が減少した主な理由は、上に記載のとおりです。 今年度の市主催の講演会等の開催については、新型コロナウイルス感染症の状況によりありますが、例年6月末に開催している「藤沢市子どもをいじめから守る講演会」を9月上旬にFプレイスホールで開催する方向で、現在検討しております。	○	今年度は、延期や中止となる企画も多くなることはやむを得ないと思っております。可能な範囲で、Webを用いた取り組みも検討できるとよいと思っております。	－	○	全体的に各組織の特徴が取組に反映されていると思います。それは、仕事の内容と普段の心がけが結びつき、大事なことであると改めて思いました。それぞれの組織での仕事をしながら、人権意識啓発に関するテーマを設定し、組織内の人々とともに取り組み、その経過と結果、さらに効果と反省点を報告することは、その役割を担った方には負担もかかることと思いますが、よくなっていると評価しております。これ以上、負担をかけることは避けたいことですが、人権協議会委員がコメントの中で、敢えて問いかけている事柄については、その組織から何らかの応答をいただくと、より交流的になってよいのではないかと思いました。ただ、その問いかけが次の取り組みに生かされていることが確認できるのであれば、今のままでもよいと考えます。	－	○	受講終了率は高いと思います。人権eラーニングの内容は、とても丁寧に詳細に作成され、すばらしいと思えました。基本的には、受身的に視聴するものと理解しました。eラーニングの中には、単元ごとに簡単な問題を用意するものもあり、消極的に聞き流せないという仕組みが入っているものもありますが、まずは、あまり負担なく、常識的なものを身につけていただくのであれば、今のままで問題ないと思っております。こちらは、毎年、実施されるのですか？もしそうであるとしたら、毎年変更を加えるなどして再作成されるものですか？関心を持つ、一般市民にも提供できる可能性があれば、さらに有効に利用できるものではないかと思っております。	人権eラーニングは、毎年実施しており、毎年、変更を加えるなどして再作成しております。	－	－
深田 独	○	年間を通してさまざまな人権に関わる研修を開催されていることに敬意を表します。また、外部団体が主催する研修への参加も、前年度とほぼ変わらない参加者数であることについて評価いたします。いっぽう、内部研修の参加者数が減っているようですが、なにか特別の事情があったのか気になるところです。	前年度と比べ、内部研修の参加者数が減少した主な理由は、次のとおりです。 ＜職員＞ 消防局単体でコミュニケーションに関する研修を実施したため、消防職員人権啓発研修としては実施しなかったことによる減(426人減)	○	今年度については、新型コロナウイルスの感染がいつ収束するのか不透明な状況のなかでの事業実施計画ということで、計画の遂行についても、まだまだ先行きが見通せないことと思っております。夏以降においても多人数が集まる研修等が実施できない状況が続くような万一の場合に備えて、人権啓発活動が縮小してしまうことがないように、それに代わるかたちでの人権啓発活動の可能性についても検討しておく必要があるのではないのでしょうか。	－	○	各課で独自にテーマを設定し、年間を通して人権意識の向上にとりくまれていることはおおいに評価します。引き続き、すべての課が参加するとりくみとして継続されるよう期待します。また今後は、幹部職員および特別職公務員についても、人権意識向上にむけたなんらかのとりくみの実施を検討されてはいかがでしょうか。	市長、副市長、各部長も対象者となっており、昨年度はほとんどの者が受講しております。	○	多様な人権課題について、わかりやすく説明されたテキストになっていたと思います。受講率が高いことは、おおいに評価できます。なお、せっかく素晴らしいテキストをつくられたのですから、職員のeラーニングで使用するだけでなく、藤沢市のホームページなどで市民に提供することも検討されてはいかがでしょうか。また、今年度以降のテキスト作成においては、①受講者が自ら考えながら読み進めることができるテキスト、②実際に社会で起きたできごとから考えるテキスト、などを意識して制作されると、より効果的な学習が期待できるのではないのでしょうか。	パートナーシップ宣誓制度の制定までまだ時間的な余裕があるようでしたら、パートナーシップ制度やセクシャル・マイノリティの方々の法的な問題に詳しい弁護士に参考人として話をさせていただいたらいかがでしょうか。	－	－
市川 ジョバンニ	○	市主催・協力による講演会等、テーマの選定も適切で大変有意義なものと思っております。ただし、(B)の内部研修、職員対象研修3回の参加者人数が平成30年度に比べ令和元年度が大幅に減少しているのが気になりますが対象者を絞った研修であったのだと理解します。	－	○	新型コロナウイルスの影響で延期や中止の予定事業がありますが、新型コロナウイルスが引き金となって顕在化してくる人権問題もあります。感染者、感染者家族への差別などの報道も聞きます。市主催研修会等では最新事情を反映した内容となるようお願いいたします。	－	○	取組一覧から、市の職員の皆様が多岐にわたる問題に真摯に取り組む姿勢が見えます。今後も社会生活の模範となる誇りを持って取り組みを進めていただければ幸いです。	－	○	eラーニングは受講者が開講期間内の任意の時間に受けることができる便利な研修です。ただし結果は受講者からのアンケートで判断するしかなく、受講者のやる気に任せるところがあります。大切なのは今後も「人権について改めて意識する機会」となるよう継続する事と思っております。	－	－	
前田 貴美子	○	新型コロナウイルス感染症の影響で、人権啓発事業への参加が少なかったのは致し方ないと思っております。	－	○	前年度、市出資の関係団体への働きかけについても意見が出されたと思っております。市の職員と同じ目線で向き合っていたらいいように研修、事業に参加を呼び掛けて欲しいです。	－	○	各課で、「年間のテーマを決めるところから効果・反省まで」年間を通しての取組に、気づきや前向きな反省が見られて、とても成果があったように思います。工夫をして、身近なところから人権についての啓発活動がなされ、考え触れる時間をより多く持っていたらいいように感じました。居心地の良い職場環境づくりやワークライフバランスについての取組も仕事の効率化に繋がっているようです。	－	○	わかりやすく、とても良いものができています。	－	－	

委員 (敬称略)	1 令和元年度人権施策推進事業実施結果について			2 令和2年度人権施策推進事業実施計画(案)について			3 令和元年度各課人権意識啓発に関する取組結果について			4 令和元年度人権eラーニングの実施結果について			5 議題以外のことについて			
	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	意見等	ご質問への回答		
宮部 美佐子	○	特に意見無し	—	○	特に意見無し	—	○	課の職員構成・職場環境から人権を考えた課、藤沢市で身近に起きた自然災害から人権を考えた課、課で担当している事業から人権を考えた課等、私の担当した全課を通して皆それぞれに工夫して取り組まれたとの印象を持ちました。長年にわたり同じテーマで同じ取り組みだった課が、今回別のテーマに取り組まれました。担当した職員の意欲が感じられ、大変嬉しく思いました。	—	○	今回のeラーニング研修では、今社会問題となっているインターネットとLGBTの人権が補充されていてしかも分かり易く、とても良いと思います。受講終了率が昨年より少ないのが残念です。3月末日まで受講できたのですか？	—	○	受講期限は、システムの都合で、毎年3月中旬までとなっております。(昨年度は、2020年3月13日(金)正午まで)	各課人権意識啓発に関する取り組みを、継続した方が良いのかやめても良いのか、話し合っても良いのではないかと思います。	—
戸高 洋充	○	特になし	—	○	特になし	—	○	特になし	—	○	特になし	—	—	—		
木村 千裕	○	様々な分野の人権について広く学ぶ機会が設けられていてよいです。	—	○	様々な分野の人権について広く学ぶ機会が設けられていてよいです。講演会や研修会などの開催にあたっては、国から発表された「新しい生活様式」を踏まえ、安全・安心を第一に実施の有無や内容を検討していく必要があると考えます。	—	○	人権意識啓発に向け、各課の置かれた状況を踏まえた年間テーマ設定による焦点化した取組は、テーマについての深い理解につながると考えます。また、「人権eラーニング」による、様々な分野の人権課題の研修により、広く人権について学ぶ機会が設けられ、双方が運動し人権意識の向上につながっていると考えます。	—	○	様々な分野の人権課題や事例による研修により、広く人権について学ぶ機会が設けられていてよいです。また、各課の置かれた状況を踏まえた年間テーマ設定による取組の双方が運動し人権意識の向上につながっていると考えます。	—	○	・「人権」は誰もが心で感じ理解できるものであると考えます。そのためには、それぞれの立場を知る機会が必要になります。「人権施策推進事業」や「各課職員の人権意識啓発に関する取組」「人権eラーニング」により、広く市民や職員などに対して「人権」について知り、考えを深める機会を用意されていることが伺えました。こうした継続した取組が知識だけでなく、行動への変容となる人権感覚を身に付けていくことにつながると考えます。 ・今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特措法に基づき緊急事態宣言が出されました。宣言は解除されましたが、今後は「新しい生活様式」が求められます。研修講座や研修会の開催においては、安全について十分配慮をしていくことはもちろん大切です。また、新型コロナウイルスの感染予防に関わり、どの職種では、今までにない対応が求められ業務が増えたり余裕がなくなったりしている状況が見られます。研修講座や研修会への参加要請については無理のないよう配慮をお願いしたい。	—	
岸本 寛之	○	原案承諾(特に意見なし)	—	○	原案承諾(特に意見なし)	—	○	原案承諾(特に意見なし)	—	○	原案承諾(特に意見なし)	—	○	原案承諾(特に意見なし)	—	
宮城 宏之	○	特になし	—	○	SNSを媒体としたいじめや人権侵害が増加傾向であることをふまえ、取り組みを強化していただきたい。	—	○	特になし	—	○	令和元年度は、感染症等の特殊要因の中98.1%の受講終了率と健闘していただいたと認識します。今年度は100%をめざして取り組んでください。	—	—	—		
加藤 亨雄	○	コロナウイルス問題のため開催されなかった第3回人権協議会以外、所定の会議・研修・講演会等はすべてつづがなく終了しました。参加者数の視点からみてもかなり成果があったといえると思います。	—	○	コロナウイルス問題の発生に伴い、時間の制限がある中で、所定の計画を延期または書面開催等の対応で取り組まれることを評価いたします。現在の計画が予定通り実施されることを期待します。	—	○	3月はコメントを担当する部分しか読みませんでした。4月以降全部をじっくり読みました。各課の取り組み姿勢の違いを感じています。コメント時は成果という視点で考えていました。しかしこれは、内容や成果がどうこうではなく、職員に対する人権意識の啓発と意識付けという位置づけで考えると納得できると感じています。	—	○	受講率98%という高さに驚きました。職員の人権意識が高いといえると思います。コンテンツもわかりやすくできています。「人権に配慮した表現」は具体例で説明され、自分自身も改めて学びました。	—	—	—		

委員 (敬称略)	回答	1 令和元年度人権施策推進事業実施結果について			2 令和2年度人権施策推進事業実施計画(案)について			3 令和元年度各課人権意識啓発に関する取組結果について			4 令和元年度人権eラーニングの実施結果について			5 議題以外のことについて	
		承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	承認	意見等	ご質問への回答	意見等	ご質問への回答
岸谷 一則		○	効果的且つ幅広く研修がなされ良かったと思います。尚、参加状況(確定版)を見るに、(A)(B)ともに減少していますが、これは年度末新型コロナウイルスの影響があるのでしょうか？	前年度と比べ、参加者数が減少した主な理由は、次のとおりです。 〈市民一般〉 ・藤沢市人権啓発講演会の減(155人減) ・人権教室出前授業3校減(277人減。依頼が平成30年度よりも2校減。依頼のあった1校は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止) 〈職員〉 消防局単体でコミュニケーションに関する研修を実施したため、消防職員人権啓発研修としては実施しなかったことによる減(426人減)	○	計画の基本方針については承認致します。が、今年度も既に新型コロナウイルスの影響で本来の事業運営が修正され更に変更修正の可能性がありますので、それも予測した事業計画が施されることを望みます。※ホールに集合する講演会をテレビやインターネットを使用した他の媒体で行うことはできないのでしょうか？	○	※6月26日時点では、例年開催している講演会等については、国や県のガイドライン及び会場のガイドラインに沿って開催することを検討しております。今後、新型コロナウイルス感染症の状況が悪化するような場合は、他の媒体による啓発活動を検討します。	○	例年、学校教育関係課の取り組みを拝見しコメントさせていただいています。多くの課がお忙しい中、人権啓発に真摯に取り組む姿勢は高く評価致しております。が、毎年同じテーマであることには問題なく、更に深掘りしていただければよいのですが、記載されている語句が一言一句変わらないものになっている課があるのは残念であります。	○	今後、eラーニングは、より一層有効な媒体になると思いますので、受講終了率100%を目指してください。※以前会議の席でも話題になりましたが市立病院のスタッフが対象外とのことでしたが病院こそ重要な場所と言えますので是非対象に入れて頂く検討をお進めください。	-	-	-
まとめ		-	・前年度と比べ、参加者が減少したことが気がかりである。要因を検討し、それらを踏まえて次に生かしていただきたい。 ・講演会等の参加者アンケートなどに寄せられた感想等から汲み取り、次の企画構想を練っていただきたい。	-	・Webを用いた取り組みなどイベントに代わる人権啓発の仕組みを検討してはどうか。 ・感染者、感染者家族への差別なども報道されており、新型コロナウイルスのが引き金となって顕在化してくる人権問題もある。市主催研修会等では最新事情を反映した内容となるようお願いいたします。 ・市職員と同じ目線向き合っていただけに、市出資の関係団体へも、研修、事業への参加を呼び掛けて欲しい。 ・講演会や研修会などの開催にあたっては、国から発表された「新しい生活様式」を踏まえ、安全・安心を第一に実施の有無や内容を検討していく必要があると考えます。 ・今年度も既に新型コロナウイルスの影響で本来の事業運営が修正され更に変更修正の可能性がありますので、それも予測した事業計画が施されることを望みます。	-	・新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの人がインターネットを利用し、ネット上のいじめや中傷にフォーカスが当たっている。貧富の差も拡大しそうである。パートナーシップ宣誓制度も始まるようになっている。こうした昨今の動きをとらえた取組を各課で実行するといいいのではないかと。 ・委員がコメントの中で敢えて問いかけている事柄については、その組織から何らかの応答をいただけたとより交流的になってよいのではないかと。ただ、その問いかげが次の取組に生かされていることが確認できるのであれば、今のままでもよいと考えます。 ・今後は、幹部職員及び特別職公務員についても、人権意識向上に向けたなんらかの取組の実施を検討してはどうか。 ・各課で、「年間のテーマを決めるところから効果・反省まで」年間を通しての取組に、気づきや前向きな反省が見られて、とても成果があったように思います。 ・長年同じテーマで同じ取組だった課が別のテーマに取り組んだことで、担当職員の意欲が感じられ、大変うれしく思いました。 ・記載されている語句が一言一句変わらないものになっている課があるのは残念です。	-	・新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの人がインターネットを利用し、ネット上のいじめや中傷にフォーカスが当たっている。貧富の差も拡大しそうである。パートナーシップ宣誓制度も始まるようになっている。こうした昨今の動きをとらえた取組を各課で実行するといいいのではないかと。 ・委員がコメントの中で敢えて問いかけている事柄については、その組織から何らかの応答をいただけたとより交流的になってよいのではないかと。ただ、その問いかげが次の取組に生かされていることが確認できるのであれば、今のままでもよいと考えます。 ・今後は、幹部職員及び特別職公務員についても、人権意識向上に向けたなんらかの取組の実施を検討してはどうか。 ・各課で、「年間のテーマを決めるところから効果・反省まで」年間を通しての取組に、気づきや前向きな反省が見られて、とても成果があったように思います。 ・長年同じテーマで同じ取組だった課が別のテーマに取り組んだことで、担当職員の意欲が感じられ、大変うれしく思いました。 ・記載されている語句が一言一句変わらないものになっている課があるのは残念です。	-	・市民病院の医師など、職員情報ポータルサイトから漏れている職員に対する働きかけをどうするか、いかに彼らにも人権意識や知識を拡げて行くか、方策を考えてみていただけると嬉しく思います。 ・eラーニングを市ホームページなどで一般市民にも提供することを検討してはどうか。 ・今年度以降のテキスト作成においては、①受講者が自ら考えながら読み進めることができるテキスト、②実際に社会で起きたできごとから考えるテキスト、などを意識して制作されると、より効果的な学習が期待できるのではないのでしょうか。 ・eラーニングの結果は、受講者のやる気に任せたところがあります。大切なのは今後も「人権について改めて意識する機会」となるよう継続する事と思います。 ・受講終了率が昨年より少ないのが残念です。 ・市立病院のスタッフが対象外とのことでしたが病院こそ重要な場所と言えますので是非対象に入れて頂く検討をお進めください。	-	・パートナーシップ宣誓制度の制定までまだ時間的な余裕があるようでしたら、パートナーシップ制度やセクシャル・マイノリティの方々の法的な問題に詳しい弁護士に参考人として話をさせていただいたらいかがでしょうか。 ・各課人権意識啓発に関する取り組みを、継続した方が良いのかやめても良いのか、話し合っても良いのではないかと。 ・継続した取組が知識だけでなく、行動への変容となる人権感覚を身に付けていくことにつながると考えます。 ・研修講座や研修会の開催においては、安全について十分配慮をしていくことはもちろん大切です。また、新型コロナウイルスの感染予防に関わり、どの職種では、今までにない対応が求められ業務が増えたり余裕がなくなったりしている状況が見られます。研修講座や研修会への参加要請については無理のないよう配慮をお願いしたい。 ・(仮称)藤沢市パートナーシップ宣誓制度について、1(1)①を本制度の存在意義とするのであれば、宣誓者の年齢要件(4(1))は、「成年に達していること」ではなく、「民法第731条に規定する婚姻年齢に達していること」にしたほうが整合性があると思います。 2022年4月からは、成年年齢も婚姻年齢も男女ともに18歳となりますので、結果としての違いは少ないのですが。		

委員からのご意見【議題5 「(仮称)藤沢市パートナーシップ宣誓制度」について】

委員 (敬称略)	1 検討課題について						2 その他全体について	
	(1)《検討課題Ⅰ:対象》についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、セクシュアル・マイノリティに限らず、事実婚も対象にしています。	ご質問への回答	(2)《検討課題Ⅱ:住所地の要件》についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、双方が市民であること又は、一方が市民で他方が3か月以内に市内への転入を予定していることとしています。	ご質問への回答	(3)《検討課題Ⅲ:養子縁組の取扱い》についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、養子縁組をしていると対象にしないこととしています。	ご質問への回答	検討課題以外のご意見等がありましたらご記入ください。	ご質問への回答
片岡 理智	案に賛成です。事実婚を含むことで、セクシュアル・マイノリティの方々も特定できない安心感があると思いますし、一方で法的に保護されている事実婚の人々も、なかなか対外的には示しにくいので、証明書があることでその働きができるのではないかと考えます。	—	案に賛成です。対象は藤沢市民であり、一方が3か月以内転入予定までを含めればよいと考えます。	—	セクシュアル・マイノリティの方々の中には、これまでパートナーとして婚姻ができないため、養子縁組をすることで家族となって暮らして来た人たちがいらっしゃいます。前回の回答票で、私は、養子縁組を解消してもパートナーシップ宣誓をすれば、関係が認められる、と考え、そのように記入いたしました。しかし、今回のパートナーシップ宣誓は法的なものではないため、法的な関係である養子縁組の方がより強く、パートナーへの権利(遺産相続など)を考えた場合は、養子縁組を解消するメリットはないと考えます。ゆえに、養子縁組を解消せずとも、パートナーシップ宣言ができることが望ましいと考えます。	—	「4宣誓者の要件」の(3)ですが、現在の「配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと」の部分が、まるでこれから宣誓しようとする2人が事実婚であったら除外されるかのように聞こえます。ここは単に重婚を避けるための記述と考えます。事務局が岸本委員からのご質問に対し、削除する旨の回答をされていますが、この文章内で「宣誓しようとする相手以外の者」とを文頭にもってくれば、事実婚、パートナーシップともにならないことになると考えます。	ご提案ありがとうございます。 「(事実上の婚姻関係にあるものを含む)」を削除することで対応させていただければと考えております。
森 さち子	特に意見はありません。賛同いたします。	—	特に意見はありません。賛同いたします。	—	特に意見はありません。賛同いたします。	—	—	—
深田 独	事実婚も対象とした制度とすることに賛成いたします。	—	パートナーシップ制度をより多くの方が活用できるよう、「当事者のうち一方が市民」という要件でよいのではないかと私は考えています。本制度が多様なライフスタイルのあり方を行政として支援するという趣旨であることを考えると、そのほうがよいのではないかと思います。	—	相続などの関係から養子縁組をしている方々もおられると思いますので、養子縁組をしている場合でも制度の対象にしたほうがよいと考えます。	—	1. 「7受領証の返還(1)」について 婚姻関係の解消にあたって、調停や裁判にいたる原因となるような問題(DV、不貞など)と同様な問題が両者間に起った場合のことを考えると、パートナーシップは一方の申し出で解消できるとしたほうがよいのではないのでしょうか。 2. 当事者の双方または一方が外国籍市民の場合、配偶者がいないこと、あるいは両者が近親者でないことをどのように確認するかについても検討し、「4宣誓者の要件」に記載しておく必要があるのではないのでしょうか。	—
市川 ジョバンニ	事実婚も対象とする案に賛成です。多様性の許容が目的なので対象は出来るだけ広げべきと考えます。	—	藤沢市の制度として創設するので、市民であることを要件とすることに問題はないと思います。双方が市内転入予定の場合どちらかが市内転入後、宣言を行えばよいと思います。	—	養子縁組をしている場合は対象にしないに賛成です。宣言等の制度がない状況でやむを得ず養子縁組を結んだのであれば、宣言等の制度が出来れば養子縁組は必要ありません。	—	この制度で大切なことは 9 その他(2)の市民や事業者への周知啓発です。宣言の事を公的に認めた市長の責任で実施をお願いします。	—
前田 貴美子	①事実婚までを対象とする に賛同します。多様性を認め、様々な生きづらさを抱えている市民が、自分らしく生きるために寄り添う必要があると思います。相互に責任を持って協力し合うことを約束する宣誓であること。	—	素案の通り	—	養子縁組をしていると対象としない に賛同します。  重複を避け、わかりやすくするためにも養子縁組は解除することが妥当だと思われます。	—	特になし	—
宮部 美佐子	当事者から対象を広げて欲しいとの意見が有るのなら、事実婚も対象にする方が良いのではないかと。	—	素案のままで良いと思います。	—	関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合は対象とするのが良いと思います。	—	特になし	—
戸高 洋充	特になし	—	特になし	—	特になし	—	特になし	—

回答 委員 (敬称略)	1 検討課題について						2 その他全体について	
	(1)「検討課題Ⅰ:対象」についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、セクシュアル・マイノリティに限らず、事実婚も対象にしています。	ご質問への回答	(2)「検討課題Ⅱ:住所地の要件」についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、双方が市民であること又は、一方が市民で他方が3か月以内に市内への転入を予定していることとしています。	ご質問への回答	(3)「検討課題Ⅲ:養子縁組の取扱い」についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、養子縁組をしていると対象にしないこととしています。	ご質問への回答	検討課題以外についてのご意見等がありましたらご記入ください。	ご質問への回答
木村 千裕	素案の提案に賛成です。 理由として、素案の2「パートナーシップの定義」として、「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」としていることから、事実婚も対象とすべきと考えます。また、事実婚の選択者もマイノリティであり、多様性のひとつと捉えることができると考えます。	-	素案の提案に賛成です。 理由として、市の制度である以上、市民を対象とすることが適当と考えます。	-	養子縁組をしていてもパートナーシップを認めることに賛成です。 理由として、養子縁組をしていても対象としている自治体の理由にあるように、制度上やむを得ず選択していることが考えられるためです。ただし、市として運用上不都合がある場合はその限りではありません。	-	特になし	-
岸本 寛之	事実婚も含めることは【賛成】です。 その対象をセクシュアル・マイノリティに限定しないことでカミングアウトにつながらないようにする、というのは必要な配慮だと思います。また、夫婦別姓でいたいパートナー(事実婚)の方々など、現行の婚姻制度を利用しづらい事情を抱えた方々にとっても当該制度の利用が選択肢となっていくのだと思います。  なお、本制度の存在意義が、 ① 現行の婚姻制度を利用できない(しづらい)社会的マイノリティの方々の関係が、ゆくゆくは婚姻制度でも認められるようになることに期待し、その過渡期における橋渡しの意味合いとして、2人の関係を認証していく制度なのか、 あるいは、 ② 「婚姻」とは目的等も別個の制度として、継続的な共同生活を行うことを約束し合いたいという2人の関係とその「自分らしい生き方をしたい」という気持ちを公に認証していく制度なのか によって、対象や要件等の考え方も変わってくるように思いました。  ②の方向で突き詰めていくのであれば、将来的には、近親者にも対象を広げていくのかどうか、という検討が必要になることも出てくる可能性はあるのだろうなと思いました。	-	概ね【賛成】です。 ただし、「2人のうちお一方のみが市民であれば、他方は市民・転入予定かどうかは問わない」という要件設定の仕方もあり得るだろうと思います。すなわち、法律婚における夫婦関係であっても、単身赴任や別居婚など、その生活スタイルはいろいろあり得るところ、本制度の対象とするパートナーの関係においても、遠距離(藤沢市内在住の方と市外在住の方)同士の精神的つながりをもって「継続的な共同生活」を行っていくというスタイルも許容することで、パートナーシップの多様性を認める制度づくりを目指してもよいのではないかと考えました。	-	養子縁組をしていると対象にはしないことについては【反対】です。 養子縁組をしていても本制度を利用できるようにしたほうがよいと考えます。  上記(1)の①が本制度の存在意義であるとしたら、養子縁組をした親子の関係は、「婚姻」に適さないという考え方もあろうとは思いますが、それによれば、本制度を利用したい場合には、養子縁組を解消することを要件とすることも合理性があるようにも思えます。  しかしながら、養子縁組をしている方々の中には、現行の婚姻制度を利用できないがために、あえて養子縁組という手段をとっている方もいらっしゃると思います。 また、養子縁組は本制度と異なり、相続等、家族としての権利義務を得ることができます。  現行婚姻制度を利用できない(しづらい)方々が、本制度と養子縁組の制度を重複利用することによって、パートナー関係が公証され、かつ、相続等の法的効果も得ることができるのは、より望ましいのではないかと考えます。  なお、上記(1)の②を前提にした場合には、本制度と戸籍制度・婚姻制度は別個の制度であるからこそ、「関係の重複は生じない」、つまり、両制度の利用を否定する理由がないのだろうと考えます。  いずれにしても、現状の婚姻制度を利用できない(しづらい)社会的マイノリティの方々の受皿となるべく、本市としては、むしろ、パートナーシップが公に認められる本制度と、相続等の法的権利義務発生を期待できる養子縁組制度の両立を積極的に認めてよいのではないかと考えます。	-	①-1 宣誓者の要件「配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと」について ・配偶者等がいないことという要件によって、事実婚を対象にしている素案と矛盾する文言となってしまう。 本制度では、これから事実婚の関係を築こうとする2人だけではなく、すでに事実婚の関係がある2人が宣誓を行うことも考えられます。素案では、後者の場合に要件不該当になり兼ねません。 もし、素案の方向で規定するとすれば、「宣誓を行う者に配偶者がいないこと」と「宣誓しようとする相手以外の者との間に事実上の婚姻関係ないしパートナーシップがないこと」とすべきだろうと思えます。 ①-2 宣誓手続きにあたり、他に事実婚やパートナーシップ関係のある者がいないことをどのような書類で担保するのが疑問に思いました(表明させる?)。  ② パートナーシップの終了要件について 受領証の返還と宣誓無効の規定が、素案7と8項にあります。それ以外の終了要件の追加も検討が必要に思えます。  法的権利・義務はないとはいえ、ある人とのパートナーシップ関係が継続している間は、別の者との間で新たなパートナーシップ関係について本制度を利用することはできません。 素案には、関係解消は、婚姻制度でいうところの「協議離婚」しか規定されていませんので(7項1号)、もし円満な関係解消ができないとなりますと、一方的に関係を解消させるためには住民票を市外に移すという方法しか考えられません(7項2号)。  そこで、たとえば、いずれか一方からパートナー解消の申入れがなされた後、解消申入れが撤回されることなく1年間が経過した場合には、そのままパートナーシップ関係は終了することになるなどの双方の合意を欠く場合の関係解消方法についても策定するべきではないかと考えます。	①-1 ご指摘ありがとうございます。 「(事実上の婚姻関係にあるものを含む)」を削除します。  ①-2 他に事実婚やパートナーシップ関係のある者がいないことの担保については、宣誓書の裏面に要件について確認する欄を設ける予定です。導入自治体では、ほぼそのようになっていきます。
宮城 宏之	事実婚までを対象とすることが望ましいと思う。	-	素案を支持する。	-	養子縁組をしていても対象としてほしい。	-	未だ不勉強なため特にございません。	-
加藤 亨雄	この制度は法的な権利や義務が発生するものではなく人権の基本理念に基づき制定されるものです。その視点に立てば、対象者の利便性を考慮することが望まれます。したがって事実婚を対象にすることに何ら問題がないと考えます。	-	原案に賛成します。	-	原案に賛成します。	-	特にありません。	-

委員 (敬称略)	1 検討課題について						2 その他全体について	
	(1)「検討課題Ⅰ:対象」についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、セクシュアル・マイノリティに限らず、事実婚も対象にしています。	ご質問への回答	(2)「検討課題Ⅱ:住所地の要件」についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、双方が市民であること又は、一方が市民で他方が3か月以内に市内への転入を予定していることとしています。	ご質問への回答	(3)「検討課題Ⅲ:養子縁組の取扱い」についてのご意見等がありましたらご記入ください。 ※素案では、養子縁組をしていると対象にしないこととしています。	ご質問への回答	検討課題以外についてのご意見等がありましたらご記入ください。	ご質問への回答
岸谷 一則	<p>私自身勉強不足なため明確なお答えは出来ませんが、現時点において感じるところを述べます。まず、「宣誓」という表現は適切なのでしょうか？仮に宣誓を解除する場合は何という表現になるのですか？そして事実婚を対象にするかしないかですが、セクシュアル・マイノリティに視点を置いた制度と認識するので、事実婚は、視点(論点)が異なる気がします。</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度は、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)をはじめとする多様性を尊重する取組として、自分達の存在を公に認めてほしいとする当事者の気持ちを受けとめるものであるため、「宣誓」という表現にしています。 宣誓を解除する場合は、「パートナーシップの解消」という表現になります。</p>	<p>素案の要綱で良いと思います。双方市民になることが相応しいと思います。</p>	—	<p>現状、養子縁組は対象外が良いかと思えます。</p>	—	<p>よく多様性の時代と言われますが、この多様性を定義することが重要な検討課題かと思えます。一言多様性と言えば簡単ですが、人それぞれ多様な人生を送っていますので、ここで言われる多様とは何なのか今一度じっくり検討してみたいかがでしょうか？</p>	—
まとめ	<p>○素案に賛成(10) ○反対(1) ○特になし(1)</p> <p>【賛成の意見】 ・事実婚を含むことで制度利用者が特定されない安心感がある。 ・多様性の許容が目的なので対象は出来るだけ広げるべき。 ・多様性を認め、様々な生きづらさを抱えている市民が自分らしく生きるために、寄り添う必要がある。 ・当事者から対象を広げて欲しいとの意見があるのなら、事実婚も対象にする方が良いのでは。 ・対象をセクシュアル・マイノリティに限定しないことでカミングアウトにつながらないようにすることは、必要な配慮である。 ・「パートナーシップの定義」から、事実婚も対象とすべきと考える。事実婚の選択者もマイノリティであり、多様性のひとつと捉えることができる。 ・事実婚の方々も、対外的に証明しやすくなる。 ・夫婦別姓でいたい方々など現行の婚姻制度を利用しづらい事情を抱えた方々にとっても、当該制度の利用が選択肢となる。</p> <p>【反対の意見】 ・セクシュアル・マイノリティに視点を置いた制度と認識するので、事実婚は視点(論点)が異なるのでは。</p>	—	<p>○素案に賛成(9) ○一方が市民(2) ○特になし(1)</p> <p>【賛成の意見】 ・市の制度として創設するため。</p> <p>【一方が市民の意見】 ・本制度が様々なライフスタイルのあり方を行政として支援するという趣旨であることから、より多くの方が制度を活用できるようにするため。 ・遠距離同士の精神的なつながりをもって「継続的な共同生活」を行っていくというスタイルも許容することで、パートナーシップの多様性を認める制度づくりを目指してもよいのではないか。</p>	—	<p>○素案に賛成(6) ○養子縁組をしているも対象(5) ○特になし(1)</p> <p>【賛成の意見】 ・宣誓等の制度がない状況でやむを得ず養子縁組を結んだのであれば、宣誓等の制度が出来れば養子縁組は必要ない。 ・関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合は対象とするのが良いと思う。</p> <p>【養子縁組をしているも対象の意見】 ・パートナーシップ宣誓は法的なものではないため、法的な関係である養子縁組の方がより強く、パートナーへの権利(遺産相続など)を考えた場合は、養子縁組を解消するメリットはないと考える。 ・相続などの関係からやむを得ず養子縁組をしていることが考えられる。 ・現状の婚姻制度を利用できない(しづらい)社会的マイノリティの方々への受皿となるべく、本市としては、むしろ、パートナーシップが公に認められる本制度と、相続等の法的権利義務発生を期待できる養子縁組制度の両立を積極的に認めてよいのではないかと考える。</p>	—	<p>「4宣誓者の要件」について ・(3)の文言について、「配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと」の部分が、事実婚であったら除外されるかのよう。ここは重婚を避けるための記述と考える。この文章内で「宣誓をしようとする相手以外の者」とを文頭にもってあげれば、事実婚、パートナーシップともないことになると考える。 ・当事者の双方または一方が外国籍市民の場合、配偶者がいないこと、あるいは両者が近親者でないことをどのように確認するかについても検討し、「4宣誓者の要件」に記載しておく必要があるのではないかと考える。</p> <p>「7受領証の返還」について ・(1)について、婚姻関係の解消にあたって、調停や裁判にいたる原因となるような問題(DV、不貞など)と同様な問題が両者間に起った場合のことを考えると、パートナーシップは一方の申し出で解消できるとしたほうがよいのではないかと考える。</p> <p>「7受領証の返還」及び「8無効となる宣誓」について ・パートナーシップの終了要件については、婚姻制度でいうところの「協議離婚」しか規定されておらず(7項1号)、もし円満な関係解消ができないとなると、一方的に関係を解消させるためには住民票を市外に移すという方法しか考えられませんが(7項2号)。そこで、たとえば、いずれか一方からパートナー解消の申入れがなされた後、解消申入れが撤回されることなく1年間に経過した場合には、そのままパートナーシップ関係は終了することになるなどの双方の合意を欠く場合の関係解消方法についても策定すべきではないかと考える。</p> <p>「9その他」について ・この制度で大切なことは「9 その他(2)」の市民や事業者への周知啓発です。</p> <p>「全体」について ・よく多様性の時代と言われますが、この多様性を定義することが重要な検討課題かと思う。一言多様性と言えば簡単だが、人それぞれ多様な人生を送っている中で、ここで言われる多様とは何なのか今一度じっくり検討してみたいかがでしょうか？</p>	—